

令和8年度 第1回

# 学校運営協議会

日時：5月18日（月） 14：00～16：00

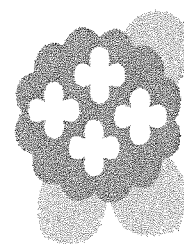
会場：花川小学校 2階 会議室

< 次第 >

- 1 開会の言葉
- 2 校長挨拶
- 3 任命書の伝達
- 4 自己紹介
- 5 会長の選出及び副会長の指名
- 6 学校運営協議会規則
- 7 前年度最終会議録の確認
- 8 議長の選出
  
- 9 熟議
  - (1) 学校運営に関する基本的な方針の確認について（校長）
  - (2) いじめ防止等のための基本方針について（教頭）
  - (3) 学校支援活動計画について（学校支援コーディネーター）
  - (4) 「夢育やらまいか事業に対する意見書」について（教頭）
  
- 10 閉会の言葉

## 今後の主な学校行事予定

- |           |            |
|-----------|------------|
| 6月17日（水）  | 参観会 はつらつ交流 |
| 7月30日（木）  | 第2回学校運営協議会 |
| 9月18日（金）  | 参観会 家庭教育講座 |
| 10月24日（土） | 幼小合同運動会    |
| 11月 6日（金） | 第3回学校運営協議会 |
| 12月 4日（金） | 夢いっぱい発表会   |
| 2月17日（水）  | 参観会        |
| 2月19日（金）  | 第4回学校運営協議会 |



浜松市立花川小学校



○浜松市学校運営協議会規則

令和元年8月29日

浜松市教育委員会規則第2号

改正 令和5年8月31日浜松市教委規則第10号

改正 令和7年3月26日浜松市教委規則第6号

改正 令和8年3月23日浜松市教委規則第1号

(趣旨)

第1条 この規則は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第47条の5の規定に基づき、学校運営協議会（以下「協議会」という。）について必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 対象学校 協議会が、その運営及び当該運営への必要な支援に関して協議する学校をいう。
- (2) 校長 対象学校の校長（園長を含む。）をいう。
- (3) 児童生徒 対象学校に在籍する生徒、児童又は幼児をいう。
- (4) 保護者 児童生徒の保護者をいう。
- (5) 地域住民 対象学校の所在する地域の住民をいう。
- (6) 地域住民等 地域住民、対象学校の運営に資する活動を行う者その他の関係者をいう。

(目的)

第3条 協議会は、児童生徒及び地域の現状並びに学校の課題を捉え、特色ある学校づくりを推進するとともに、地域とともにある学校の実現に資することを理念として、浜松市教育委員会（以下「教育委員会」という。）及び校長の権限と責任の下、保護者及び地域住民等の対象学校の運営への参画を促進し、もって当該運営の改善及び児童生徒の教育活動の充実を図ることを目的とする。

(令7教委規則6・一部改正)

(設置)

第4条 教育委員会は、前条の目的が達成できると認められる場合には、当該目的が達成できると認められる学校ごとに、協議会を置くものとする。ただし、教育委員会が2以上の学校の運営に関し相互に密接な連携を図る必要があると認める場合には、2以上の学校について一の協議会を置くことができる。

2 教育委員会は、前項の規定により協議会を置く場合には、校長、保護者及び地域住民

等の意見を反映するよう努めるものとする。

(協議会の役割)

第5条 協議会は、次に掲げる事項について協議を行う。

- (1) 対象学校の運営に関すること。
- (2) 対象学校の運営への必要な支援に関すること。
- (3) 児童生徒の健全育成に関すること。

2 協議会は、協議の結果について、保護者及び地域住民等の理解を促し、主体的な参画並びに支援及び協力を得られるようにするため、保護者及び地域住民等に協議の結果に関する情報を積極的に提供するよう努めなければならない。

(対象学校の運営に関する基本的な方針の承認)

第6条 校長は、教育課程の編成、公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法（昭和46年法律第77号）第7条第1項に規定する業務量管理・健康確保措置の実施及び学校経営に関する全体構想について、毎年度基本的な方針を作成し、協議会の承認を得なければならない。

2 校長は、前項の規定により承認された基本的な方針に従い、対象学校の運営を行わなければならない。

(令8教委規則1・一部改正)

(対象学校の運営等に関する意見の申出)

第7条 協議会は、対象学校の運営に関する事項（次項に規定する事項を除く。）について、教育委員会又は校長に対して、意見を述べることができる。

- 2 協議会は、対象学校の職員の採用その他の任用に関する事項（特定の職員に関するものを除く。）について、教育委員会に対して意見を述べることができる。
- 3 協議会は、前2項の規定により教育委員会に対して意見を述べるときは、あらかじめ、校長の意見を聴取しなければならない。

(対象学校の運営等に関する評価)

第8条 協議会は、毎年度1回以上、対象学校の運営状況について、浜松市立幼稚園管理規則（平成2年浜松市教育委員会規則第6号）第21条第3項、浜松市立小中学校管理規則（昭和32年浜松市教育委員会規則第1号）第33条第3項又は浜松市立高等学校管理規則（昭和32年浜松市教育委員会規則第3号）第40条第3項に規定する評価を行わなければならない。

- 2 協議会は、毎年度1回以上、当該協議会の取組について自ら評価を行わなければならない。
- 3 前2項の評価について必要な事項は、別に定める。

(委員)

第9条 協議会は、委員10人以内で組織する。ただし、第4条第1項の規定により2以上の学校について一の協議会を置く場合は、委員15人以内で組織することができる。

2 校長は、次に掲げる者のうちから委員となることが適当と認められる者を選出し、教育委員会に推薦する。

(1) 地域住民

(2) 保護者

(3) 対象学校の運営に資する活動を行う者

(4) 前3号に掲げる者のほか、校長が適当と認める者

3 委員は、前項の規定により推薦された者のうちから、教育委員会が任命する。

4 委員は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第3条第3項に規定する特別職の地方公務員とする。

（委員の任期）

第10条 委員の任期は、3年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任することができる。

（令5教委規則10・一部改正）

（委員の解任）

第11条 教育委員会は、次の各号のいずれかに該当するときは、委員を解任することができる。

(1) 委員から辞任の申出があったとき。

(2) 心身の故障のため職務を行うことができないと認めるとき。

(3) 次条の規定に違反したとき。

2 校長は、委員が前項各号のいずれかに該当すると認めるときは、直ちに教育委員会に報告しなければならない。

3 教育委員会は、委員を解任する場合は、当該委員に対して文書等によりその理由を示さなければならない。

（委員の守秘義務等）

第12条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

2 委員は、次に掲げる行為をしてはならない。

(1) 委員としてふさわしくない行為をすること。

(2) 委員としての地位を営利行為、政治活動、宗教的活動等に不当に利用すること。

(3) 前2号に掲げるもののほか、協議会又は対象学校の適正な運営に著しい支障を及ぼす言動をすること。

(会長及び副会長)

第13条 協議会に会長及び副会長1人を置く。

- 2 会長は、委員の互選により定める。
- 3 副会長は、委員のうちから会長が指名する。
- 4 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。
- 5 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議の運営)

第14条 協議会の会議は、会長が招集する。

- 2 協議会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。
- 3 会議の議長は、出席した委員の互選により、その都度定める。
- 4 会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 5 協議会は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、意見や助言を聴くことができる。

(会議の公開)

第15条 協議会の会議は、公開とする。

- 2 議長は、前項の規定にかかわらず、必要があると認めるときは、議決により秘密会とすることができる。
- 3 議長は、必要があると認めるときは、傍聴人の退場を命じることができる。

(研修)

第16条 教育委員会は、委員に対して、協議会の役割及び責任、委員の役割及び責任等について正しい理解を得るため、必要な研修等を行うものとする。

(協議会の適正な運営を確保するために必要な措置)

第17条 教育委員会は、協議会の運営状況についての的確な把握を行うとともに、必要に応じて助言又は指導を行うものとする。

- 2 教育委員会は、協議会の運営が適正を欠くことにより、対象学校の運営に現に支障が生じ、又は生じるおそれがあると認められる場合においては、当該協議会の適正な運営を確保するために必要な措置を講じるものとする。
- 3 教育委員会及び校長は、協議会が適切な合意形成を行うことができるよう必要な情報の提供を行うものとする。

(細目)

第18条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。



## 令和7年度 第4回 花川小学校運営協議会 会議録（要点記録）

- 1 開催日時 令和8年2月17日（火） 14時00分から16時00分まで
- 2 開催場所 花川小学校 2F 会議室
- 3 出席委員 高倉 学、武田 則治、佐々木 聡、長谷 寿美子、田中 朋子、  
高倉 毅文、牧澤 和美、松下 悠里
- 4 欠席委員 名倉 招司
- 5 オブザーバー 新田 浩一（花川町自治会長）、岡埜谷 幸孝（西丘町自治会長）、  
鈴木 克隆（北部協働センター）、佐々木 豊（花川町自治会副会長）、  
武田 弘秋（西丘町自治会副会長）、和田 英雄（民生・児童委員）
- 6 学 校 池野 由香里（校長）、中村 敦（教頭）、伊代田 和隆（教務）、  
中村 好明（CSディレクター）
- 7 傍 聴 者 なし
- 8 会議録作成者 CSディレクター 中村 好明
- 9 議長の選出

司会から、議長の選出について委員に意見を求めたところ、佐々木委員から高倉会長を推挙する旨の発言があり、全員異議なくこれを承認した。

### 10 協議事項

- (1) 学校関係者評価について
- (2) 学校支援について
- (3) 令和7年度学校運営協議会自己評価について
- (4) 令和8年度の学校運営の基本方針について

### 11 会議記録

司会の中村（教頭）から、委員総数9人のうち8人の出席があり、過半数に達しているため、会議が成立している旨の報告があった。

#### (1) 学校関係者評価について

議長の指示により、伊代田（教務）から、別紙資料に基づき学校関係者評価について説明があり、委員からは、以下の発言があった。

- ・ 児童の評価と保護者の評価に違いが大きいものがある。見方・感じ方等が、児童と保護者に違いがあるのか。（佐々木委員）
- ・ 児童は学校生活を実際に送っているのに、良さを感じやすい。しかし、保護者には良さが伝わり切らない面があるのではないかと。（伊代田（教務））
- ・ 質問と現実にギャップがある。外部の人からの学習は、保護者は児童から話を聞くだけで分かりにくいのではないかと。また、問題解決に利用するのは、本とタブレットを比べたら本は利用しにくいのではないかと。（佐々木委員）
- ・ タブレットの活用が進んでいるので、それはこれからも進めていく。また、本の良さを扱

う時間も学校は大切にしているので、こちらを進めていきたい。(伊代田(教務))

- ・ 質問の内容によっては結果も違ってくるし、今までの結果と比べにくい。質問の内容が大切だと思う。(佐々木委員)
- ・ 本とタブレットとは全く違った世界だと思う。文字をおってそこから想像していく良さも分かって欲しい。(長谷委員)
- ・ 学力調査の問題で文章が長いを見ると、小さいうちからもっと本に触れさせる必要があると思った。(松下委員)
- ・ 私も本を読む機会が少なくなった。(高倉委員)
- ・ 本を使う場面と、タブレットを使う場面とを区別していけばよい。(高倉毅委員)
- ・ 学校でも本を読む時間を作ってくれているが、何を読んでいいかわからない。自分で本を選ぶことができない。(田中委員)
- ・ 自分で好きな本を見つけることができれば素晴らしい。(長谷委員)
- ・ アンケートの取り方はどうなっているか。(田中委員)
- ・ 選択式である。(伊代田(教務))
- ・ 質問の意味がはっきり分からずに答えている人もあるのではないか。(田中委員)

## (2) 学校支援について

議長の指示により、佐々木委員(学校支援コーディネーター)から、別紙資料に基づき学校支援について説明があり、目的・内容共に理解した。

## (3) 令和7年度学校運営協議会自己評価について

議長(会長)から、別紙資料に基づき令和7年度学校運営協議会自己評価について説明があり、全員異議なくこれを承認した。

## (4) 令和8年度の学校運営の基本方針について

議長の指示により、池野(校長)から、別紙資料に基づき令和8年度の学校運営の基本方針について説明があり、委員から、以下の発言があった。

- ・ スライドの説明が分かりやすかった。特に、小規模校のよさについて理解できた。(佐々木委員)
- ・ 毎日子供たちの世話で大変なのに、働き方改革で計画を立てたり結果を報告したりするのは大変ではないか。まったく働き方改革になっていない。(高倉毅委員)
- ・ 今まで行っていた教育活動が、学校教育目標のどこに結び付くかよく分かった。(佐々木委員)
- ・ 学校のお知らせを地域の人にも知らせる方法が欲しいような気がする。(田中委員)
- ・ さくら連絡網が使えるのではないか。(岡埜谷(西丘町自治会長))
- ・ さくら連絡網を使える人は学校関係者に限られている。そのため、地域への発信に使うことは難しいのではないか。(田中委員)

協議の結果、全員異議なくこれを承認した。

(様式1)

学校番号 (小・中 033)

令和7年度 学校運営協議会自己評価表

浜松市立(花川小)学校運営協議会長

<本年度の目標>

学校教育目標に照らして、委員全員で話し合い、教育活動の充実のために進めていく。

<評価項目1> 学校運営の基本方針について熟議することができたか。

⇒ ア よくできた  イ できた ウ あまりできなかった エ できなかった  
(理由)

学校教育目標「しなやかに たくましく 生きる子」に向けて、学校の取り組みを理解し、委員と地域の関わりや活動内容について熟議できた。

<評価項目2> 承認した学校運営の基本方針に沿った、教育活動の充実につながる学校支援活動などについて熟議を進めることができたか。

⇒  ア よくできた イ できた ウ あまりできなかった エ できなかった  
(理由)

学校が抱える課題、特に「いじめの問題」について、学校・委員並びにPTA役員と熟議し確認できた。

<評価項目3> 協議会での協議結果について、十分な情報発信を行ったか。

⇒ ア 充分に行った  イ 行った ウ あまり行わなかった エ 行わなかった  
(理由)

学習ボランティアの予定を年2回発信し、参加協力した結果、本年度は「ソーイングやミシン」の学習に新規ボランティアが参加した。

<評価項目4> 今年度の評価を踏まえた来年度の目標

学校や子供たちの様子をさらに関心を持っていただくためのさらなるボランティア活動の充実とPR方法を検討する。

(様式1)

学校番号 (小)・中・高 033 )

令和8年度 学校運営協議会自己評価表

浜松市立 (花川小) 学校運営協議会長

<本年度の目標>

学校や子供たちの様子をさらに関心を持っていただくためのさらなるボランティア活動の充実とPR方法を検討する。

<評価項目1> 学校運営の基本方針について熟議することができたか。

⇒ ア よくできた イ できた ウ あまりできなかった エ できなかった  
(理由)

<評価項目2> 承認した学校運営の基本方針に沿った、教育活動の充実につながる学校支援活動などについて熟議を進めることができたか。

⇒ ア よくできた イ できた ウ あまりできなかった エ できなかった  
(理由)

<評価項目3> 協議会での協議結果について、十分な情報発信を行ったか。

⇒ ア 充分に行った イ 行った ウ あまり行わなかった エ 行わなかった  
(理由)

<評価項目4> 今年度の評価を踏まえた来年度の目標

1 学校教育目標

**「しなやかに たくましく 生きる子」**

子供たちに、自分の考えをしっかりと持ち、困ったことがあっても柔軟に対応できる「しなやかさ」と、学びで培った力を自信と誇りに変えて、どんなときにもくじけない「たくましさ」をバランスよく身に付けていくことを目指していく。今よりも大きな集団になっても、変化の激しい社会においても、他者と協働しながら、自ら考え判断し行動していく、自分らしさを発揮して生きることができる子の育成を目指していきたい。

2 目指す学校像

**花と緑と笑顔に包まれて みんなが幸せな学校**

- 自然が豊かで花と緑が美しく、学習環境が整っている。
- 良好な人間関係が築かれている。子供一人一人の居場所があり、笑顔にあふれ、誰もが安心して生活できている。
- 職員のチームワークがよく、互いのよさを理解しながら業務に取り組んでいる。
- コミュニティ・スクール3期目を迎えた学校運営協議会の取組をさらに充実させ、保護者や地域と共に子供たちの成長を見守り特色ある学校づくりを目指している。
- 小規模特認校制度による児童の受け入れをし、多様化する一人一人の教育的ニーズに応じたきめ細かな指導を行っている。（発達支援教育の理念に基づく児童理解・支援、外国に由来のある児童への配慮・支援）

3 重点目標

**○やる気いっぱい〔知〕 ○やさしさいっぱい〔徳〕 ○元気いっぱい〔体〕**

学校教育目標を具現するために、重点目標を「やる気いっぱい」「やさしさいっぱい」「元気いっぱい」の3つを合言葉とし、知・徳・体をバランスよく育成することを目標とする。全教育活動をとらしてキャリア教育の推進を図り、4つの基礎的・汎用的能力の育成と関連させながら、具体的な手立てを子供と教師が共有していく。

(1) やる気いっぱい

**主体的に学び、課題を解決する子**

**★課題にいとむ力（課題解決能力） ★未来につなげる力（キャリアプランニング能力）**

- 「主体的・対話的な深い学び」の実現に向けた授業改善
  - ・ 単元をとらして身に付けたい資質・能力を明確にした単元構想作り
  - ・ 「個別最適な学び」と「協働的な学び」を一体的に充実
  - ・ 対話を特に重視し、振り返りを大切に

- ・ 子供が、学びと生活や社会、未来とつなげて考えることができる学習
- ・ タブレット端末の効果的な活用

○ **基礎的・基本的な学習内容の確実な定着**

- ・ 発達段階に応じた話し方や聞き方、学び方などの学習ルールの確立
- ・ 一斉授業と自由進度学習、それぞれの良さとバランス
- ・ 読書の推奨

○ **「人、もの、こと」との関わり、体験活動の重視**

→ 地域の材、外部人材の積極的活用（コミュニティ・スクール）

(2) やさしさいっぱい

**自分も仲間も大切にする子**

★自分を見つめる力（自己理解・自己管理能力） ★人とかかわる力（人間関係形成・社会形成能力）

- **凡事徹底（時を守り、場を清め、礼を正す）** → 浜松マナーの活用
  - ・ 気持ちのよい挨拶、返事をする
  - ・ 時と場に応じた丁寧な言葉遣いをする
  - ・ 学校のきまりを守り、礼儀やマナーに心掛ける
  - ・ 常に整理、整頓に心掛ける
- **互いを尊重する人間関係の構築**
  - ・ 仲間を大切にし、いじめのない学校にする
  - ・ 多様性を認め、尊重する学級・学校づくり → 「花ちゃんカード」の取り組み
  - ・ 温かい気持ちで話を聞く（目で話を聴く、傾聴）
  - ・ 自分の意見を相手に伝え、他の考えも尊重する
  - ・ レジリエンス「困難をしなやかに乗り越え回復する力（精神的回復力）」を育てる → 日々の活動や生徒指導、道徳、花川T、外部講座等
- **縦割り活動や視覚特別支援学校、幼稚園・保育園・こども園との交流活動の充実**
  - ・ 相手を思いやる気持ちや態度の育成
  - ・ 互いのよさや違いを認め合い、自分自身を見つめ直す
  - ・ 高学年としてのリーダーシップ 下級生のフォロワーシップ

(3) 元気いっぱい

**健康で安全に生活する子**

★自分を見つめる力（自己理解・自己管理能力）

- **健康的な生活の指導**
  - ・ 「早寝、早起き、朝ごはん」の推進
  - ・ 基本的な生活習慣づくりや食育を通じた食の大切さを家庭に周知し、連携を図る
- **安全教育の推進** → 防災ノートの活用
  - ・ 道徳や学活をはじめ全教育活動において意識させる
  - ・ 防災や防犯、交通安全の意識をもたせるよう具体的な手立てを講じる
  - ・ 避難訓練や防犯訓練に真剣な態度で取り組ませる
  - ・ 家庭において、防災について親子で話し合いの場がもてるような工夫をする

○ 運動の習慣化

- ・外遊びの奨励（朝、15分休み、昼休み）
- ・体育科と花川タイム（体カアップの時間）の取組と運動
- ・持久走や縄跳びなど、目標をもって取り組める活動の充実（場の設定）

（4）教育活動全体を通して

**ねばり強く挑戦する子**

★自分を見つめる力（自己理解・自己管理能力） ★課題にいとむ力（課題解決能力）

○ 「なりたい自分の姿」をイメージし、成長を実感させる活動

- ・主体的に取り組む特別活動
- ・一人一人が活躍する場の設定
- ・キャリアパスポートの活用
  - ア 学習面、生活面、運動面、行事等で目標をもたせる
  - イ 活動途中の「勇気づけ、励ましの言葉」掛け（ボイスシャワー）
  - ウ 達成感や自己有用感をもたせる振り返りの場の設定
  - エ キャリアパスポートを持ち帰り、書かれた内容を保護者と共有する

4 学校経営の方針

（1）コミュニティ・スクールの推進（学校運営協議会設置3期目）

- 地域人材やボランティアへの依頼…学校支援コーディネーターが連絡・交渉・調整  
→ 担任の負担を軽減 子供に寄り添った指導・支援の充実
- これまでの実績（学習支援、環境整備、交通、図書ボランティア）を土台にしたより確実な取組をしていく
  - ・校外学習、図工や生活科だけでなく、他の教科・領域でも積極的に学習ボランティアを活用
- コミュニティ・スクールの取組をブログや学校だよりで地域や保護者へ発信  
→ 地域や保護者に関心を持ってもらう、学校と地域・保護者とで協働・連携して子供たちに力（資質・能力）を付けていくことを知ってもらう
- 家庭・地域力を生かした教育→地域の一員として、地域の活動への参加を推進

（2）小規模校のよさ・魅力を生かした特色ある学校づくり

（一人一人の子供を大切にしたい、少人数だからこそできる教育の推進）

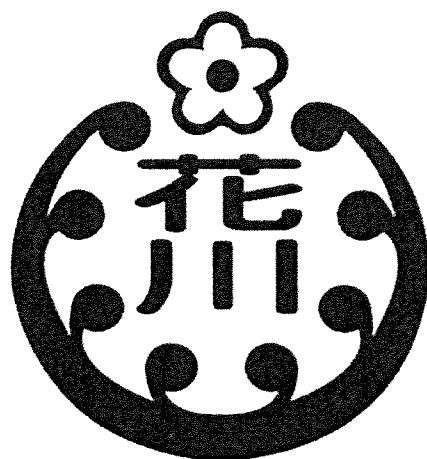
- 全職員が全児童の担任の意識で職務にあたる。情報の共有。
- 発達支援教育の理念に基づいた児童理解
  - 一人一人の子供を大切に、子供の居場所があり安心して楽しく通える学校
- 子供が「よく分かる楽しい授業づくり」
  - ・子供の実態を把握し、誰もが参加しやすいよう、授業におけるユニバーサルデザイン化の視点を取り入れる
- 行事や児童会活動、縦割り活動の充実
  - ・一人一人が活躍できる場を確保（小規模校のよさ…一人一人が主役）
  - ・子供自らが達成感や自己有用感をもつことができるよう振り返りの場を保障
  - ・教師は子供の頑張りを認め、「勇気づけ、励ましの言葉」を掛ける（ボイスシャワー）

- 子供への対応
  - ・ちょっとした子供の変容を見逃さないよう、日頃から子供や保護者と積極的にかかわり、配慮を要する子供には学校体制で対応に当たる。(日常化)
  - ・教頭や担当を中心に SC や SSW、関係諸機関等との連携を欠かさない
- 小規模校のよさ・魅力を生かした取組の充実

(3) 働きやすい学校 「チーム花川」の継承

- 健康維持やよりよいライフ・ワーク・バランスづくりを一人一人の教職員が意識
- 業務のスリム化や教職員の意識改善
- 子供にとって必要なことと改善・工夫が必要なこと、思い切って止めてもよいものを見極める(業務改善)
- 職務遂行…報・連・相を確実に → 最後の確認も怠らない
- 子供の様子や授業づくりのこと、家族のこと等を気軽に話し、悩みや困ったことを一人で抱え込まずに相談し合うことができる温かい職員室の雰囲気をつくる
- 良好で円滑な人間関係を築き、困難にもみんなで乗り越えていける職員の連帯感を培う
- 支援員、SC、SSW、幼稚園職員等との連携も密にし、みんなが一つのチームになって協力して子供を見守り育てていく
- 「不易と流行」をしっかり見極めて、子供の指導にあたる
  - ・「不易」…「時代を超えても変わらない価値のあるもの」
  - ・「流行」…「その時代に合わせて変えていくもの」
  - ・「不易」の中で特に大切にしたいのは、
    - ①子供と向き合う(寄り添う)ことと②学力の保障。③社会に出て必要とされる習慣(普通のことが普通にできること)を身に付けさせること
  - ・キャリア教育、GIGA スクール構想、教育 DX、コミュニティ・スクール、令和の日本型教育(個別最適な学びと協働的な学びを一体的に充実)などの「流行」も大事だが、「不易」をおろそかにすることなく、子供たちの指導にあたっていく

# 浜松市立花川小学校いじめ防止基本方針



令和8年4月

浜松市立花川小学校

## 浜松市立花川小学校いじめ防止基本方針 目次

第1	いじめの防止等のための基本的な考え方	3
1	いじめの定義	3
2	いじめの理解	3
3	いじめの防止等に関する基本的考え方	4
	(1)いじめの未然防止	4
	(2)いじめの早期発見	4
	(3)いじめへの対処	5
	(4)地域や家庭との連携	5
	(5)関係機関との連携	5
第2	いじめの防止等のための対策	5
1	いじめの防止等のための組織	6
	(1)「校内いじめ対策委員会」の組織と役割	6
	(2)いじめの防止等における教職員の役割	6
2	いじめの防止等に関する取組	7
	(1)花川小年間指導計画	7
	(2)いじめの未然防止	8
	(3)いじめの早期発見	9
	(4)いじめに対する措置	10
	(5)関係機関との連携	11
	(6)学校における教育相談体制の整備	11
	(7)教職員の資質向上のための研修会や校内OJTの取組	12
	(8)いじめが「解消している」状態	12
	(9)「浜松市立花川小学校いじめ防止基本方針」の公表と説明、評価・見直し	12
3	地域や家庭の役割	12
	(1)地域の役割	12
	(2)家庭の役割	12

第3 重大事態への対処.....	13
1 重大事態の意味.....	13
(1)生命心身財産重大事態.....	13
(2)不登校重大事態.....	13
(3)子供や保護者からの申立て.....	14
2 重大事態の調査組織.....	14
3 事実関係を明確にするための調査の実施.....	14
4 調査結果の提供及び報告.....	14
5 その他の留意事項.....	14

学校は、いじめ防止対策推進法（以下「法」という。）第13条に基づき、浜松市いじめの防止等のための基本的な方針を参酌し、学校の実情に応じ、当該学校におけるいじめの防止等のための対策に関する基本的な方針を以下のように定めるものとする。

## 第1 いじめの防止等のための基本的な考え方

いじめは、人権にかかわる問題であり、命の尊厳にかかわる問題です。どのような理由があろうと決して許される行為ではありません。また、子供の世界は社会を映す鏡とも言われます。いじめの問題は、安全・安心な社会をいかにしてつくるかという、学校を含めた社会全体の問題です。

### 1 いじめの定義

「いじめ」とは、児童等（学校に在籍する児童又は生徒）に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。「参考条文 法第2条第1項及び第3項」

いじめの表れとして、以下のようなものが考えられます。

- 冷やかしたりからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる。
- 仲間はずれ、集団による無視をされる。
- 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする。
- ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする。
- 金品をたかられる。
- 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。
- 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。
- パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる。 等

個々の行為がいじめに当たるか否かの判断は、「いじめを受けた子供の立場」に立つことが必要です。また、いじめに該当するかどうかを判断する際に、「心身の苦痛を感じているもの」だけでなく、本人が気付いていなくても、その子が「いじめられている状況にないか」という視点で、トラブルも含めて周辺の状態等を客観的に確認することも必要です。けんかやふざけ合いであっても、見えないところで被害が発生している場合もあります。なお、いじめの認知は、特定の教職員のみによることなく、法第22条の学校におけるいじめの防止等の対策のための組織（以下「校内いじめ対策委員会」という。）を活用して行い、事案について「校内いじめ対策委員会」で情報共有をしていきます。

また、いじめの中には、犯罪行為として取り扱われるべきと認められ、早急に警察に相談することが必要なものや、子供の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるような、直ちに警察に通報することが必要なものが含まれます。これらについては、教育的な配慮やいじめを受けた子供の意向に配慮した上で、早期に警察に相談・通報の上、警察と連携した対応を取ります。

### 2 いじめの理解

- いじめは、どの子供にも、どこでも起こりうるものです。
- 嫌がらせやいじわる等の「暴力を伴わないいじめ」は、多くの子供が入れ替わりながら被害も加害も経験します。

- 「暴力を伴わないいじめ」であっても、何度も繰り返されたり多くの者から集中的に行われたりすることで、生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあります。
- いじめの加害・被害という二者関係だけでなく、学級や部活動等の所属集団に秩序がなかったり、所属集団が閉鎖的だったりする問題があります。
- 「観衆」としてはやし立てたり面白がったりする存在や、周辺で暗黙の了解を与えている「傍観者」の存在にも注意を払い、集団全体にいじめを許さない雰囲気生まれるようにすることが必要です。

### 3 いじめの防止等に関する基本的考え方

いじめについては、全ての子供を対象とした対応が求められます。

いじめが起きているとき、いじめを受けている子供の心や体が傷ついています。周囲にいる人々の心が傷つくこともあります。いじめという行為は許されませんが、不安や悩みからいじめを行ってしまう子供や、いじめを行ったことで後悔や罪悪感を抱き、傷つく子供もいます。また、いじめを行った子供といじめを受けた子供が入れ替わってしまうこともあります。いじめが深刻になればなるほど、その解消は難しくなります。集団が荒れている雰囲気をもっているときには、いじめに気付かない場合も生まれます。

いじめの未然防止には、いじめが起こらない人間関係を構築していくことが求められます。子供を取り巻く大人が一丸となって、心の通い合う温かで優しい人間関係を築き、いじめをしない、いじめを許さない、いじめに立ち向かう子供を育てていきます。

また、いじめはできるだけ早期に発見し、適切に対応することが重要です。学校は地域や家庭と一体となって、子供の健やかな成長を見守り、いじめを認知した場合は、協力して一刻も早い解消に向けて取り組んでいきます。

#### (1)いじめの未然防止

全ての子供を、いじめに向かわせることなく、心の通う対人関係を構築できる社会性のある大人へと育み、いじめを生まない土壌をつくるために、また、いじめに立ち向かう勇気を持ち、規範意識のある大人へと育むために、学校は教育活動全体を通じ、以下のことに取り組みます。

- 全ての子供に「いじめは決して許されない」ことの理解を促し、子供の豊かな情操や道徳心、自分の存在と他人の存在を等しく認め、お互いの人格を尊重し合える態度など、心の通う人間関係の素地を養う。
- いじめの背景にあるストレス等の要因に着目し、その改善を図り、ストレスに適切に対処できる力を育む。
- 全ての子供が安心でき、自己有用感や充実感を感じられる学校生活づくりを行う。
- いじめの問題への取組の重要性について家庭や地域にも認識を広め、家庭、地域と一体となって取組を推進するための普及啓発に努める。

#### (2)いじめの早期発見

いじめの早期発見は、いじめへの迅速な対処の前提です。いじめの早期発見のためには、本人の訴え、教職員の気付き・発見、周囲の子供たちや家庭、地域からの情報の受け止めが重要です。

子供たちがSOSを発信できるようにすること、いじめのサイン(子供たちからのSOS)は、いじめを受けている子供からも、いじめを行っている子供からも出ていることを教職員が認識し、サインに気付けるようにすること、そのどちらも必要です。いじめはどの子供にも、どこでも起こりうるものであるとの観点から、学校、地域、家庭が一体となって子供を見守る体制を整え、子供のささいな変化に気付く力を高め、早期発見に努めます。

- 子供を取り巻く大人が、いじめは大人が気付きにくく判断しにくい形で行われることを認識し、ささいな兆候であっても、いじめではないかとの疑いを持って、早い段階からの確に関わりを持ち、いじめを隠したり軽視したりすることなく積極的にいじめを認知する。
- 学校は、定期的なアンケート調査や教育相談の実施、相談窓口の周知等により、子供がいじめを訴えやすい体制を整え、訴えは真摯に受け止める。
- 学校は、地域、家庭と連携して、子供を見守る。

### (3)いじめへの対処

教職員は平素より、いじめを把握した場合の対処の在り方について、理解を深め、具体的な対応方針やいじめを受けた子供への支援・いじめを行った子供や周囲の子供への指導計画を立てたり、体制を整備したりします。そして、いじめを確認した場合、学校は次のように対応します。

- ①直ちにいじめを受けた子供やいじめを知らせてきた子供の安全を確保し、詳細を確認した上で、いじめを行ったとされる子供から事情を確認し、適切に指導する等組織的な対応を行う。
- ②家庭や教育委員会へ連絡・相談するとともに、事案に応じ関係機関と連携する。
- ③「子供の健やかな成長」を願って支援・指導する。
- ④「校内いじめ対策委員会」を中心に、事案への対応について未然防止、早期発見、早期対応の視点から点検し、成果と課題を明らかにする。
- ⑤明らかになった課題について、未然防止、早期発見、早期対応の視点から改善策を立てる。

### (4)地域や家庭との連携

社会総がかりで子供を見守り、健やかな成長を促すため、例えば、以下のような取組を通して、学校と地域、家庭が連携した対策を推進します。

- PTAや地域の関係団体等と学校がいじめの問題について協議する機会や保護者がいじめについて学ぶ機会を設ける。
- 学校運営協議会制度(コミュニティ・スクール)を活用する。
- 多くの大人が子供の悩みや相談を受け止めることができるようにするため、学校と地域、家庭が組織的に連携・協働する体制を構築する。

### (5)関係機関との連携

いじめの問題への対応において、学校は、教育委員会やその他の関係機関（警察、児童相談所、医療機関、法務局等の人権擁護機関など）と平素から情報共有体制を構築し、適切に連携します。また、学校以外の相談窓口として、教育総合支援センター、少年サポートセンターや法務局等について、子供や保護者に周知します。

## 第2 いじめの防止等のための対策

いじめの防止等のため、「浜松市立花川小学校いじめ防止基本方針」に基づき、「校内いじめ対策委員会」を設置し、これを中核として、「校内いじめ対策委員会」の委員長である校長の強力なリーダーシップの下、一致協力体制を確立し、教育委員会とも適切に連携の上、対策を推進します。

また、全教職員が「浜松市いじめの防止等のための基本的な方針」及び「生徒指導提要(令和4年12月文部科学省。)」を理解し、「浜松市立花川小学校いじめ防止基本方針」を効果的に運用していきます。

## 1 いじめの防止等のための組織

### (1)「校内いじめ対策委員会」の組織と役割

- 委員長は校長とし、校長のリーダーシップの下、協力体制を確立する。
- 参画する教職員等
  - ・校長、教頭、教務主任、生徒指導主任、いじめ対策コーディネーター、養護教諭、学級担任、発達支援コーディネーター
  - ・必要に応じて、専門的な知識を有するスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、外部専門家（警察官経験者）等を参画させる。
  - ・個々のいじめの防止、早期発見・対処にあたって発達支援コーディネーター、教科担任、部活動指導に関わる職員等、関係の深い教職員を追加する。
- 毎月1回定期的に開催するとともに、いじめと疑われる事案が発生した際には、随時開催する。毎回会議録を残し、会議録は5年間保存する。
- 学校が組織的かつ実効的にいじめの問題に取り組むに当たり中核となる役割を担う。
- 重大事態（法第28条第1項に基づき、教育委員会が認めるもの。以下同じ。）の調査を学校が行う場合の調査組織の母体とする。

### (2)いじめの防止等における教職員の役割

#### ①いじめ対策コーディネーターの設置と役割

校長は、学校におけるいじめの防止等の対策を推進するリーダーとして「いじめ対策コーディネーター」を校務分掌に位置付けます。いじめ対策コーディネーターは、校長の指導・助言を受け、会議などの企画・運営を行うとともに、以下の役割を果たし、対応を行います。

- ア いじめに関する情報収集、学校全体の実態把握の役割
- イ 保護者・地域・関係機関との連携の窓口としての役割
- ウ いじめが起きにくい・いじめを許さない環境づくりに資する指導を推進する役割
- エ 校内研修の企画・運営する役割

#### ②教職員の役割

- ア 校長 : 「浜松市立花川小学校いじめ防止基本方針」に沿って、いじめの未然防止、早期発見・早期対応が組織的かつ実効的に機能するよう措置を講ずる。
- イ 教頭 : 校長を助け、指示を受けて、いじめ問題への対応をリードしたり、教職員の相談に乗ったりする。
- ウ 教務主任 : いじめの防止等の対策について教育課程に位置付けたり、教職員の相談に乗ったりする。
- エ 生徒指導主任 : いじめ対策コーディネーターと連携して、いじめ事案の報告の窓口と集約を担ったり、いじめ問題への対応の中心となったりする。
- オ 養護教諭 : 児童生徒の心身の健康状態を把握し、気になる表れを報告する。
- キ 学級担任 : 児童生徒の表れを注視し、気になる表れを報告する。
- ク 発達支援コーディネーター : 発達支援の視点から、児童生徒の気になる表れを報告したり、他の教職員の相談に乗ったりする。
- ケ SC : 心理に関する教育相談を担う。
- コ SSW : 福祉に関する教育相談を担う。

## 2 いじめの防止等に関する取組

(1)花川小年間指導計画 ◆教職員 □児童生徒 ○保護者・地域

1 学期		2 学期		3 学期	
月	活動内容	月	活動内容	月	活動内容
4	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆校内研修</li> <li>・基本方針、組織の確認</li> <li>◆生徒指導委員会①</li> <li>◆いじめ対策委員会①</li> <li>◆発達支援委員会①</li> <li>□○始業式・入学式</li> <li>□授業開き</li> <li>・人間関係作り (GE)</li> <li>・1年間のめあて (CP)</li> <li>・はままつマナー</li> <li>○◆教育活動説明会、参観会、PTA 総会</li> <li>◆生徒指導委員会②</li> <li>◆いじめ対策委員会②</li> <li>○保護者面談</li> <li>□情報モラル</li> </ul>	夏季休業  9  10  11  12	<ul style="list-style-type: none"> <li>○学校運営協議会②</li> <li>◆開成中学校区合同研修会</li> <li>◆生徒指導委員会⑥</li> <li>◆いじめ対策委員会⑥</li> <li>□幼小縦割り活動</li> <li>□学活</li> <li>・前期の振り返り (CP)</li> <li>□幼小合同運動会</li> <li>◆生徒指導委員会⑦</li> <li>◆いじめ対策委員会⑦</li> <li>○参観会、家庭教育講座</li> <li>○学校運営協議会③</li> <li>◆生徒指導委員会⑧</li> <li>◆いじめ対策委員会⑧</li> <li>□修学旅行 (6年)</li> <li>◆発達支援委員会②</li> <li>□定期アンケート②</li> <li>・児童面談</li> <li>○はつらつ交流</li> <li>○いい声掛けデー</li> <li>□花ちゃん週間</li> <li>□情報モラル</li> <li>□夢いっぱい発表会</li> <li>◆生徒指導委員会⑨</li> <li>◆いじめ対策委員会⑨</li> <li>○保護者面談</li> <li>□○学校評価アンケート</li> <li>◆学校評価の振り返り</li> </ul>	1  2  3	<ul style="list-style-type: none"> <li>○校内持久走記録会</li> <li>◆教育課程</li> <li>◆生徒指導委員会⑩</li> <li>◆いじめ対策委員会⑩</li> <li>□定期アンケート③</li> <li>・児童面談</li> <li>○参観会</li> <li>□6年生を送る会</li> <li>◆生徒指導委員会⑪</li> <li>◆いじめ対策委員会⑪</li> <li>○学校運営協議会④</li> <li>□花ちゃん週間</li> <li>◆発達支援委員会③</li> <li>□情報モラル</li> <li>◆生徒指導委員会⑫</li> <li>◆いじめ対策委員会⑫</li> <li>○保護者面談 (希望)</li> <li>□学活</li> <li>・年間の振り返り (CP)</li> </ul>
5	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆家庭確認</li> <li>□1年生を迎える会・遠足</li> <li>□縦割り活動開始</li> <li>○学校運営協議会①</li> <li>◆生徒指導委員会③</li> <li>◆いじめ対策委員会③</li> <li>□野外活動 (4・5年)</li> </ul>				
6	<ul style="list-style-type: none"> <li>□命について考える月間</li> <li>○クリーンウォーク</li> <li>□全校道徳</li> <li>□定期アンケート①</li> <li>・児童面談</li> <li>○参観会、家庭教育講座</li> <li>◆生徒指導委員会④</li> <li>◆いじめ対策委員会④</li> <li>□花ちゃん週間</li> </ul>				
7	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆生徒指導委員会⑤</li> <li>◆いじめ対策委員会⑤</li> <li>○保護者面談</li> </ul>				

[年間]

- 花ちゃんカード
- ・友達の良いところを見つけたら、各学級にある「花ちゃんカード」に随時記入し、「花ちゃんポスト」に入れる。
- レジリエンス(困難をしなやかに乗り越え回復する力)の育成
- ・1か月に1度、花川タイムに「レジリエンス」を育成するための時間を設定し、実践する。

※GE：構成的グループエンカウンター ※CP：キャリア・パスポート

## (2)いじめの未然防止

学校教育目標「しなやかに たくましく 生きる子」の具現化を目指し、「やる気いっぱい」と「やさしさいっぱい」「元気いっぱい」を教育の基盤として、すべての教育活動を通して、「いじめが起きにくい・いじめを許さない学校づくり」に取り組みます。

- 毎年6月を「いじめや命について考える月間」とし、いじめの問題や命の尊さ、人間としての尊厳について考える取組を発達段階に応じて実施する。

### 具体的な取組

全校道徳を通して、生きることの素晴らしさや生命の尊さ、生命のつながりについて知り、生命を尊重する態度を育む。

- 教職員の言動が、子供を傷つけたり、他の子供によるいじめを助長したりすることのないよう、また、いじめを受けた子供の心に寄り添った言動をとるよう、指導の在り方に細心の注意を払う。教職員による「いじめられる側にも問題がある」という認識や発言は、いじめを行っている子供や、周りで見えていたり、はやし立てたりする子供を容認するものにほかならず、いじめを受けている子供を孤立させ、いじめを深刻化することを十分理解する。
- 教職員の資質向上のために、事例検討等の研修を計画的に行ったり、人間関係づくりプログラムを取り入れた集団づくりの研修、人権意識を高める研修を進めたりしていく。また、情報モラル教育についての理解を深め、実践していく。
- 家庭や地域に対して、子供の様子に目を配り、いじめに関する情報を得た場合には、直ちに学校に相談するように啓発するとともに、家庭や地域等が相談しやすい信頼関係を構築する。また、浜松市の相談窓口についても、周知徹底する。
- 「浜松市立花川小学校いじめ防止基本方針」が実効性のある方針になるように、その策定に当たっては、保護者、地域住民、学校運営協議会等に意見や支援を求める。
- 子供と保護者が情報の流通性、発信者の匿名性などの特性を踏まえて、インターネットを通じて行われるいじめを防止し、効果的に対処することができるように、情報モラル講座などの啓発活動を行う。

○子供たちと共に、いじめの未然防止のために、以下のことに取り組む。

ア 子供がいじめの問題について自主的に考え、議論すること等のいじめの防止に資する活動。	
4月 年3回	学級活動での学級目標の設定 6、11、2月の「花ちゃん週間」で「花ちゃんカード」を書く活動を通して、自他の良い所に気付く。
イ 子供が、心の通じ合うコミュニケーション能力を育み、規律正しい態度で授業や行事に主体的に参加・活躍できるような授業や集団づくり。	
4月 年間 年間 年間 学期末	学級活動において1年間のみあてを設定（キャリア・パスポート） 学級や学年における授業のルールについての児童の話合い 学校行事や校外学習を通じた集団作りとルールの涵養 授業研究と事後研修（主体的・対話的で深い学びと自己指導能力） キャリア・パスポートによる振り返りと意思決定
ウ 子供の豊かな情操と道徳心を培い、心の通う人間関係を構築する素地を養うための道徳教育の充実	
年間 年間 年間	「はままつマナー」を活用した振り返り（花川タイム） 「レジリエンス」（困難をしなやかに乗り越え回復する力）を育成する取組（花川タイムや「特別な教科 道徳」の授業） 「友情・信頼」「相互理解・寛容」「公正・公平」「感謝」をテーマにした道徳の授業、学校行事等の実施 「友情・信頼」をテーマにした道徳の授業と運動会の実施 「相互理解・寛容」をテーマにした道徳の授業と学習発表会の実施 「公正・公平」をテーマにした道徳の授業の実施 「感謝」をテーマにした道徳の授業と児童集会、学校行事等の実施
エ 発達障害を含む、障害のある子供、海外から帰国した子供や外国籍の子供、国際結婚の保護者を持つ外国につながる子供、性同一性障害や性的指向・性自認に係る子供など、子供一人一人の特性や多様性に配慮した適切な指導や支援	
毎月 6月	多様性の理解に向けた縦割り活動による清掃活動や学校行事の実施 「命について考える」全校道徳の実施
オ 集団の一員としての自覚や自信を育むことにより、いたずらにストレスにとらわれることなく、互いを認め合える人間関係、学校・学級風土をつくとともに、子供の社会性を育て、自己有用感を育み、自己肯定感を高める活動	
年間 年間 年間 4月 年間	「花ちゃんカード」の取組 「情報モラル」を育成する取組（花川タイム） 「はままつマナー」を活用したマナーを守る心情の育成 構成的グループエンカウンターを用いた仲間作りの活動 「はままつマナー」を活用したふわふわ言葉・ちくちく言葉の想起

### (3)いじめの早期発見

いじめはどの子供にも、どこでも起こりうるものであるとの観点から、学校、地域、家庭が一体となって子供を見守る体制を整え、子供のささいな変化に気付く力を高め、早期発見に努めます。

○いじめは、大人が気付きにくく判断しにくい形で行われることが多いことを教職員は認識し、ささいな兆候であっても、いじめではないかとの疑いを持って、早い段階からの確に関わりを持ち、いじめを隠したり軽視したりすることなく、いじめを積極的に認知する。

- 教職員は、何よりも「子供のちょっとした変化」に気付き、子供が何でも相談したくなるような関係づくりに取り組む。日頃から子供の見守りや信頼関係の構築等に努め、子供が示す変化や危険信号を見逃さないようアンテナを高く保つ。日記やノートの記述等を通して、日頃から子供とのコミュニケーションを図るとともに、定期的なアンケート調査等を行うことで、子供がいじめを訴えやすい環境を整え、いじめの実態把握に取り組む。
- アンケート調査は次のように実施する。
  - ア 実施時期・実施回数
    - ・定期アンケート調査：学期に1回
    - ※臨時アンケート調査は、必要に応じて随時行う。
  - イ 実施方法・検証
    - ・進め方について「いじめ対策コーディネーター」から説明する。
    - ・学校で実施する。
    - ・回収後速やかに、教職員が記載内容を確認し、「校内いじめ対策委員会」に報告する。
    - ・必要に応じて、速やかに個別面談を実施する。
    - ※アンケートの記載内容や対応について校長が確認する。
  - ウ 保存
    - ・記入の有無に関わらず、5年間保存する。
- 個人面談は次のように実施する。
  - ア 実施時期・実施回数
    - ・定期個人面談：6、11、2月の定期アンケートの後に、花川タイムの中で、全員実施する。※臨時の個人面談は、必要に応じて随時行う。
  - イ 実施方法・検証
    - ・教職員が得たいじめに関する情報は、速やかに「校内いじめ対策委員会」に報告する。
  - ウ 記録の保存
    - ・教職員が得た情報を5年間保存する。
- アンケート調査や個人面談において、子供が自らSOSを発信すること及びいじめの情報を教職員に報告することは、子供にとっては多大な勇気を要するものであることを教職員は理解し、子供からの相談に対しては、丁寧かつ迅速に対応する。
- 「校内いじめ対策委員会」を定期的開催し、いじめに係る情報共有を適切に行う。
- 教育委員会と連携して、子供がインターネット上のいじめに巻き込まれていないかどうかを監視するネットパトロールの活用を図る。
- 法的観点から正しい認識と理解を深めるために、スクールロイヤー制度を活用する。

#### (4)いじめに対する措置

教職員は、いじめ、又はいじめの疑いがある行為を確認した場合には、直ちにいじめを受けた子供やいじめを知らせてきた子供の安全を確保した上で、次のように対応します。

- 教職員がいじめを発見し、又は子供や保護者等からいじめの相談を受けた場合には、速やかに、「校内いじめ対策委員会」に対しいじめに係る情報を報告し、学校の組織的な対応につなげる。
- 教職員がいじめの相談を受けたり、子供がいじめを受けていると思われたりするときは、直ちに教育相談や事実確認を行う。遊びや悪ふざけなど、いじめと疑われる行為を発見した場合、その場でその行為を止める。子供や保護者から「いじめではないか」との相談や訴えがあった場合には、真摯に傾聴する。ささいな兆候であっても、いじめの

疑いがある行為には、早い段階からの確に関わりを持つ。

- 教職員は、いじめに係る情報について、5W1H（いつ、どこで、誰が、誰に、何を、どのように）を適切に記録する。
- 「校内いじめ対策委員会」において情報共有を行った後は、事実関係を確認の上、組織的に対応方針を決定し、いじめを受けた子供、いじめを知らせてきた子供を徹底して守り通す。
- いじめが確認された場合は、いじめを受けた子供には、安心できる場を確保し、いじめを行った子供には、いじめをやめさせ、再発防止に努める。「校内いじめ対策委員会」が中心となって、いじめを受けた子供とその保護者に対する支援、いじめを行った子供とその保護者に対して指導や助言を行い、継続的に話し合っで見届ける。いじめを行った子供に対しては、本人の人格の成長を旨として、教育的配慮の下、毅然とした態度で指導する。これらの対応について、教職員全員の共通理解、保護者の協力、関係機関・専門機関との連携の下で取り組む。
- 犯罪行為と認められるいじめがあったときは、警察と連携して対処していく。子供の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがある場合は、直ちに警察に通報し、適切な援助を求める。
- 校長及び教職員は、子供がいじめを行った場合であって教育上必要があると認めるときは、子供に対して訓告や叱責等を加えることができる。
- インターネット上のいじめが発見された場合は、書き込みや誹謗中傷等の削除や不適切な使用に対する指導を行う。必要に応じて教育委員会や関係機関（警察署、法務局等）の協力を求める。
- いじめ行為として認知した事案等について、「いじめ認知報告書」で教育委員会に報告する。

#### (5) 関係機関との連携

いじめの未然防止、早期発見、早期対応のために、関係機関と適切に連携を図り、対応します。

- 「校内いじめ対策委員会」は、必要に応じて心理や福祉の専門家（スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー）等の参加について協力を求める。
- 「校内いじめ対策委員会」が得たいじめに関する情報を所定の様式に記載し、事案の認知毎及び月に1回、教育委員会に送付する。
- 日頃から所管警察署や相談機関等と情報収集や協力体制を確立し、いじめが起きたときには、状況に応じて連携し、早期対応に努める。
- いじめに関する相談を受け付ける機関として、教育総合支援センターや家庭児童相談室（教育相談員）、いじめ相談専用ダイヤル等を子供や保護者に紹介する。

#### (6) 学校における教育相談体制の整備

心理、福祉に関する専門家（スクールカウンセラー等）の活用等、子供、保護者、教職員に対する相談体制を整備します。家庭や地域等とも連携しながら、いじめを受けた子供やいじめについて報告した子供の気持ちを最優先に受け止め、子供の気持ちに寄り添って、いじめの相談を行います。

- 子供が安心してSOSを発信できるように、子供を取り巻く大人たちは、いつでもどこでもSOSを受け止めるようにする。
- いじめを受けた子供とその保護者に対しては、いじめによって傷ついた心や体の回復と安心な学校生活を送ることを支援し、継続的に見届ける。
- いじめを行った子供とその保護者に対しては、本人の人格の成長を旨として、指導や助言を行い、継続的に見届ける。

## (7)教職員の資質向上のための研修会や校内OJTの取組

教職員のいじめへの感度を高め、組織的かつ実効的にいじめの問題に取り組むために、校内研修を進めます。

- 「浜松市いじめの防止等のための基本的な方針」「浜松市立花川小学校いじめ防止基本方針」「いじめ対応の手引き」に示されたいじめの未然防止、早期発見、措置について理解を深める。
- 教育委員会主催の生徒指導研修等の内容について、校内でも周知を図る。
- 定期的なアンケート等に記載された内容や子供や保護者からの相談について、複数で確認し、対応を協議したり進捗状況を共有したりする。
- 事例研究等いじめに関する研修を行い、未然防止、早期発見・早期対応の視点から成果と課題を明らかにし、取組の改善点について話し合う。
- いじめを行った子供が抱える問題を解決するための具体的な対応方針について学ぶ。

## (8)いじめが「解消している」状態

いじめは、単に謝罪をもって安易に解消とすることはできません。いじめが「解消している」状態とは、少なくとも次の2つの要件が満たされている必要があります。ただし、これらの要件が満たされている場合であっても、必要に応じ、他の事情も勘案して判断するものとします。

- ①いじめに係る行為が止んでいること（少なくとも3か月を目安とする）
- ②いじめを受けた子供が心身の苦痛を感じていないこと

## (9)「浜松市立花川小学校いじめ防止基本方針」の公表と説明、評価・見直し

- 「浜松市立花川小学校いじめ防止基本方針」を、ホームページ等で公表する。
- 入学時や各年度の開始時に、「浜松市立花川小学校いじめ防止基本方針」について、子供、保護者、学校運営協議会等に説明する。
- より実効性の高い取組を実施するために、「浜松市立花川小学校いじめ防止基本方針」が、学校の実情に即して適切に機能しているかを「校内いじめ対策委員会」を中心に点検し、必要事項を見直す。
- 「浜松市立花川小学校いじめ防止基本方針」に基づく取組状況を評価し、評価結果を踏まえ、学校におけるいじめの防止等のための取組の改善を図る。

## 3 地域や家庭の役割

### (1)地域の役割

いじめの未然防止の対応や早期発見のために、地域と適切に連携しながら、対策を推進します。

- 地域の人たちが、地域で育つ子供に積極的に関わりを持ち、温かい気持ちで接することができるように、学校の情報を適切に発信する。
- 家庭、学校、地域が連携し、より多くの大人が子供の悩みや相談を受け止めることができるようにする。PTAや学校運営協議会、地域の関係団体との連携の促進や、地域に存在する青少年健全育成会や地域パトロール等が、家庭・学校と組織的に連携・協働できるような体制を構築する。

### (2)家庭の役割

子供が社会の一員として自立してくためには、家庭での教育が重要な意味を持ちます。いじめ防止対策推進法には、保護者の責務が示されています。

「保護者は、子の教育について第一義的責任を有するものであって、その保護する児童

等がいじめを行うことのないよう、当該児童等に対し、規範意識を養うための指導その他の必要な指導を行うよう努めるものとする。」(いじめ防止対策推進法第9条第1項)

また、子供にとって家庭は、ありのままの自分を出すことができる安心できる場です。従って、家庭の役割としては、以下のようなことがあります。

- 「ルールやマナーを守ること」を子供に教える。
- 子供からいじめの相談を受けたら、学校へ通報するなど適切な措置をとる。
- 子供との触れ合いや対話を大切にする。子供のありのままを受け止め、「あなたの味方だよ。」と子供が安心感や信頼感で満たされるように努める。
- 日頃の対話や言動等から、いじめ等を背景とした子供のちょっとした様子の変化を見逃さず、学校や地域と連携して、いじめの早期発見に努める。
- インターネット上のトラブルについては、学校以外の場で起き、学校では把握できない場合が多い。子供に携帯電話等を使用させる場合には、保護者として責任を持って子供の使い方や様子に注意を払う。
- 子供がいじめを行ったことが分かった場合には、事実を理解した上で、以下のような視点を持ち、学校と協力して指導する。
  - ア 子供に、いじめは人格を傷つけ、生命、身体又は財産を脅かす行為であることを理解させ、自らの行為の責任を自覚させる。
  - イ 子供のいじめの背景にも目を向け、いじめの背景にあるストレス等の要因の改善を図るとともに、ストレスに適切に対処できる力を育むなど、いじめを行った子供の健全な人格の発達を考える。
  - ウ いじめの状況に応じて、いじめを行った子供が、学校等で心理的な孤立感・疎外感を受けていないか配慮する。

### 第3 重大事態への対処

いじめの重大事態が発生した場合、学校は、事案について直ちに教育委員会に報告します。

教育委員会又は学校は、速やかに事案の事実確認を行い、「浜松市いじめの防止等のための基本的な方針」(令和7年4月改定)及び「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン(文部科学省令和6年8月改訂版)」により適切に対応します。

#### 1 重大事態の意味

重大事態とは、次のような場合をいいます。

##### (1)生命心身財産重大事態

いじめにより、子供の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあるとき

- ア 自殺を企図した場合
- イ 身体に重大な障害を負った場合
- ウ 金品等に重大な被害を被った場合
- エ 精神性の疾患を発症した場合

##### (2)不登校重大事態

いじめにより、子供が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき

※「相当の期間」とは、年間30日を目安とする。ただし、子供が一定期間連続して欠席しているような場合には、教育委員会又は学校の判断により、迅速に調査に着手する。

※欠席が続き、当該校へは復帰ができないと判断し、転学した場合、重大事態の目安

である 30 日には達していなくても、不登校重大事態としての対応を視野に入れる。

### (3) 子供や保護者からの申立て

子供や保護者から、いじめにより重大な被害が生じたという申立てがあった場合、教育委員会に報告し、法第 23 条第 2 項の規定に基づき、校内いじめ対策委員会にて必要な調査を行い、いじめの有無を確認したうえで、教育委員会と対応について協議する。

## 2 重大事態の調査組織

教育委員会が、事案の調査を行う主体を学校と判断し、学校が主体となって調査を行う場合の組織は、次のとおりとします。

○学校に設置されている「校内いじめ対策委員会」に第三者性が確保された専門家を加える。

○教育委員会が必要な指導や適切な支援を行う。その際、必要に応じて、専門家チームの助言や支援を求める。

なお、子供の命にかかわる重大事態が発生した場合には、精神保健福祉センターと連携し、心の緊急支援を同時に行っていきます。

## 3 事実関係を明確にするための調査の実施

重大事態に至る原因となったいじめ行為が、いつ頃から、誰から行われ、どのような態様であったか、いじめを生んだ背景事情や子供の人間関係にどのような問題があったか、学校・教職員がどのように対応したかなどの事実関係を、可能な限り網羅的に明確にします。

## 4 調査結果の提供及び報告

調査により明らかになった事実関係（いじめ行為がいつ、誰から行われ、どのような態様であったか、学校がどのように対応したか）について、いじめを受けた子供やその保護者に対して説明します。情報の提供に当たっては、他の子供のプライバシー保護に配慮するなど、関係者の個人情報に十分配慮し、適切に提供します。調査結果について、学校は教育委員会に報告します。

## 5 その他の留意事項

重大事態が発生した場合には、関係のあった子供が深く傷つき、学校全体の子供や保護者や地域にも不安や動揺が広がることがあります。時には事実に基づかない風評が流れたりする場合もあるため、子供や保護者への心のケアと落ち着いた学校生活を取り戻すための支援として、いじめに直接かかわった子供だけでなく、身近にいじめがあり、またいじめを止めることができなかつたために心身の苦痛を感じてしまう子供や保護者並びに教職員に、カウンセリング等を行うことができる体制を整備します。予断のない一貫した情報発信、個人のプライバシーへの配慮にも留意します。



# 花川小学校ボランティア活動予定と実績(令和8年度)

令和8年5月13日

活動内容		令和8年度予定と実績											
令和7年度実績		4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3
学校行事支援	幼小合同運動会	10/4(土) 8:20~10:35											
	夢いっぱい発表会	11/28(金) 9:00~11:00								10/24(土) 予備日10/25(日)			
	持久走記録会	12/11(木) 9:10~10:10											12/4(金)
学習ボランティア	実績一覧参照												1/29(金) 予備日2/1(月)
クリーンウォーク		6/7(土) 8:20-9:00											
ボール掃除		6/7(土)9:00-11:00 消防団の皆さん・地域のみなさん・先生方がボール掃除をされ、子供たちと親はボール回りの草取りをされた											
グラウンド整備	溝の掃除と土入れ&草取り	9/19(金)18:30~19:00 PTAの父母と子供たち、先生で行う											
	ダストカーマ散布	11/28(金)18:30-19:00 消防団の皆さん、地域のみなさん、PTAの父母と子供たち、先生で行う											10/2(金) 予備日10/16(金)
図書(読み聞かせ、読書週間、本の修繕)		隔週金曜日に実施 13:40~13:55 13:30集合											
花壇	草取り、古い花や球根を抜き、肥料を入れ、耕す	9/26(金)9:00~10:30、11/21(金)9:00~10:15											
	花植えを子供たちと一緒にやります	5/23(金)13:05~13:20:種や苗を植えた 11/21(金)13:05~13:20:球根や種を植え											
安全ボランティア 朝:登校の子供たちの安全を守る		6名											
家庭教育講座	児童とその家族 14:30-15:30	6/11(水)14:30-15:30 防災訓練(親子) (株)ヤタロー 10/23(木)14:30-15:30 情報モラル(親だけ) 健全育成知って得講座											
	児童とその家族 9:30-11:00	11/15(土)10:00~11:00 Let's dancing!! 常葉大学スポーツ健康科学科											
クラブ活動		① 5/27(火)マジック教室:浜松マシッククラブ ② 7/1(火)オセロ: ③ 10/7(火)バルーンアート ④ 12/17(水)モルック											
4・5・6年生全員:総勢37名 9:55~11:30 95分間													

1.学校支援ボランティア/令和8年度ボランティア活動計画と実施

12/22(火)二学期終業式、1/6(水)三学期始業式  
3/18(木)卒業証書授与式、3/19(金)三学期終了式

7/21(火)一学期終業式、9/1(火)二学期始業式  
西丘町から通学児童の安全ボランティアを大募集

令和8年度から年1回とする  
9/18(金)14:30-15:30「ミニピアリーダーゼイン」:  
子どもたちと一緒に花の種・苗・球根などを植える

令和8年度から参観会の後に実施  
6/17(水)14:15-15:00「楽しく遊ぼう!親子でチャレンジボール遊び」

5/26(火)タグラグビー:静岡ブルーレウスREVVSキャラバン  
6/16(火)体験しよう-196°Cの世界:ぬ丸協賛商會・説明者退職のため、説明者検討中(5/10頃再度確認予定)

10/6(火)10:45-12:20 けん玉:黄桜じーじの \* 時間注意  
11/17(火)光る泥だんご作り:ハマニ俵

## 花川小学校ボランティア活動の実績!

平成7年度も花川小学校のボランティア活動に協力していただき、ありがとうございました。

- ①学習ボランティア
- ②読み聞かせボランティア
- ③花壇ボランティア
- ④交通安全ボランティア

## ”ボランティアメンバー大募集”

できる時に参加していただき、子どもたちの活動や成長を見守ってください。

また、お孫さんの学校での活動や生活に触れることもできます。

各ボランティア活動は、

- ①「学習ボランティア」は、年2回（上期、下期） 期日・時間、学年、講座名、開催場所、お願いしたいこと を連絡いたします。
- ②「読み聞かせボランティア」・「花壇ボランティア」・「交通安全ボランティア」は、いつでも、見学や参加ができます。

連絡先: "花川小学校 教頭中村敦 Tel:053-436-1401"

以上



読み聞かせ

# ボランティア 募集



子供と  
触れ合える！

学校のことが  
よく分かる！

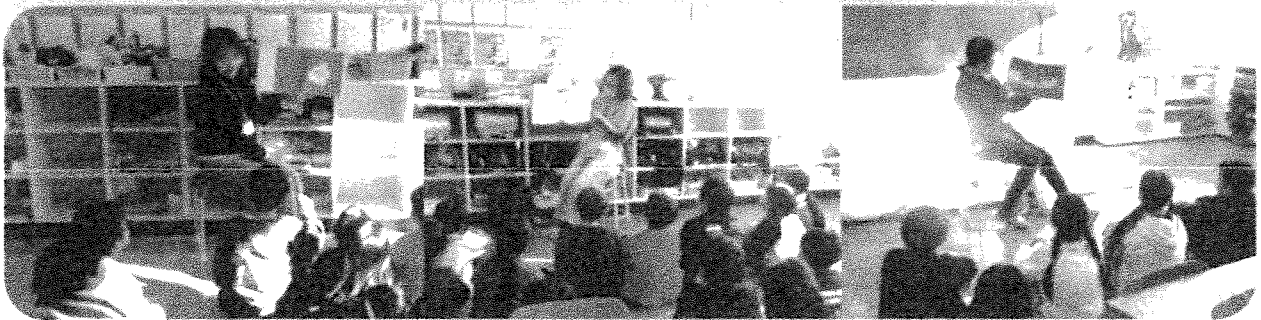
初めての方も  
安心！

最初は、  
先輩の読み聞かせを  
聞くところから  
スタート

日時

活動場所

連絡先



# 読み聞かせボランティアの活動

2026.02.09

## \*\*学校での読み聞かせの趣旨\*\*

- ・本が好きになる
- ・好奇心が生まれる
- ・探求心が広がる



- ・使える言葉の数が増える
- ・想像力を育む
- ・集中力が高まる
- ・子どもの気持ちが安定する
- ・コミュニケーションが図れる

絵本は、一つのコミュニケーションです。  
大人が声を出して伝えることで、心が子どもたちに伝わっていく。  
「絵を見る」「文字を見る」「読んでいる声を聞く」ということが同時に行われる絵本の読み聞かせは、子どもの脳を刺激して多くの知識を積み上げる効果がある。

## \*読み聞かせの頻度

隔週金曜日 13:40~13:55の15分間  
学年ごと別々に読み聞かせを行う。  
読む本は学年ごとに事前を選ぶ。

## \*読む聞かせが初めての方に\*

先輩と一緒に読み聞かせを聞いて頂き、練習して頂く。

約1年で「一人話し」をしていただく。



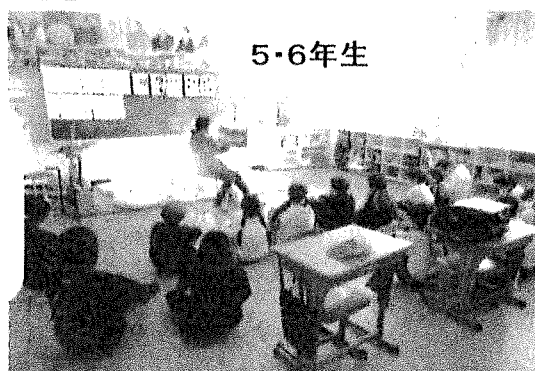
1年生



2年生



3年生



5・6年生

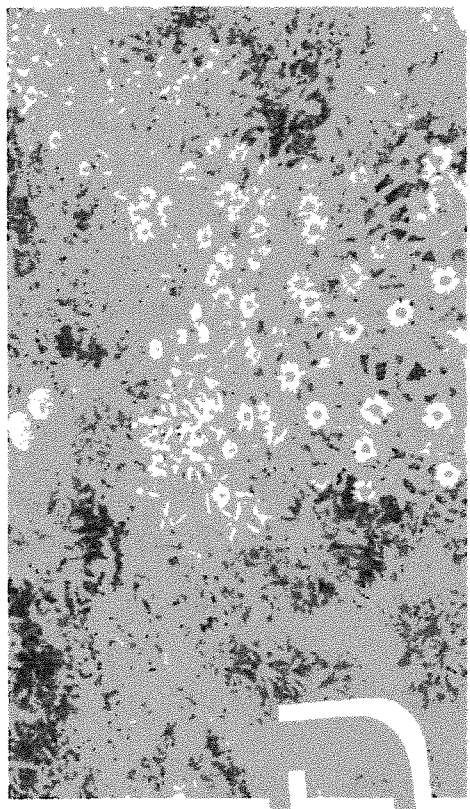


4年生

令和8年度からは各学年ごとに読み聞かせを行います

花壇ボランティア

# 募集中



活動内容  
↓  
花の苗植え  
草取り

花の成長を  
楽しめます！

活動は  
5月と11月

連絡先：七川小学校 Tel436-1401 担当：中村 敦 (教頭)

# 花壇ボランティアの活動

2026.02.09

子どもたちと一緒に

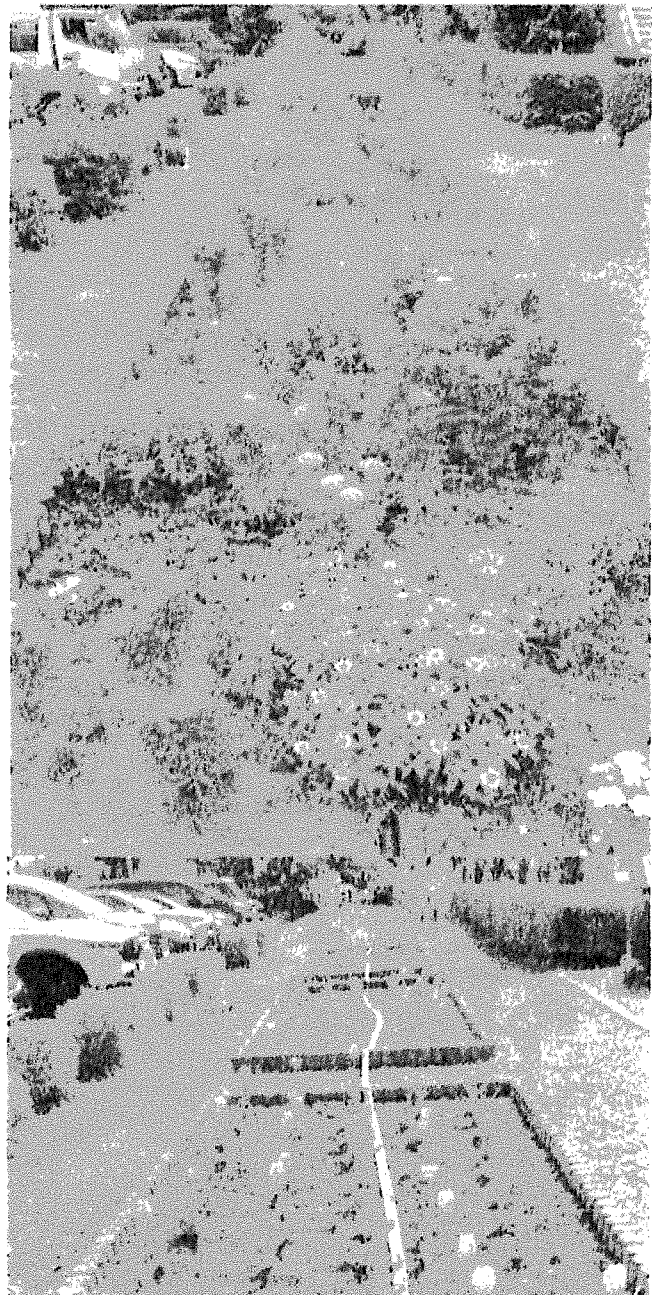
- ・花の種や球根や苗を植える :5月下旬頃と11月初旬頃の2回/年
- ・花の成長を観察し、楽しむ
- ・時々、草取りを行い、花の成長の助ける

ボランティアメンバーの活動

①草が大きく伸びた時(年2回ほど)、草取りをする。

2025年秋には、子どもたちも草取りをしてくれた

②花を植える準備(年2回)として、草や古い花を抜き、耕し、肥料をまく。



# 令和7年度 学習ボランティア

2026.02.09

学習ボランティアの予定です。出来る範囲で参加していただき、子どもや孫達の活動を見守ったり、新たな経験・体験を共有してください。

No.	期日・時間	学年	科目	講座名	場所	お願いしたいこと (応募人数)	実績
通年	毎週木曜日 (A週) 8:55～10:40	2	図工	図工・作品制作	図工室	作品制作の補助、 児童管理	3
	毎週水曜日 (B週) 10:45～12:20						3
①	4月14日(月) 9:50～11:25	1～6		交通教室	グラウンド 花川交差点	安協	1
②	5月7日(水) 9:35～11:25	1～6		1年生を迎え 花川公園遊足	花川運動公園		8

③	5月15日(木) 8:15～9:30	3	総合的な学習	校区探検		安全確保、 児童管理	1
④	5月20日(火) 9:55～11:30	2	生活	校区探検	北見会館 長栄寺 白山神社	安全確保、 児童管理	3
⑤	5月23日(金) 13:05～13:40	全校児童		花壇に花を植える	校内の花壇	子供たちと一緒に花を植える	多数
⑥	5月26日(月) 10:45～12:20	全校児童		観劇教室 たんぽぽ劇団	体育館	児童管理	1
⑦	5月27日(火) 10:45～12:20	4・5・6 合同	クラブ活動	クラブ活動① マジック教室	図工室	児童管理	4
⑧	6月6日(金) 9:55～11:30	2	生活	コリの花鑑賞	ばらの御苑	安全確保、 児童管理	1
⑨	6月6日(金) 9:55～11:30	5	家庭	「ソーイングはしめの 一歩」①	家庭科室	ソーイングの見守り	0

⑩	6月7日(土) 9:00～11:00	PTA親子		開成中学校区青少年 健全育成会の親子ク リシューアウト	学区と校内		多数
⑪	6月7日(土) 9:00～11:00	地域全体		プール掃除 草取り	花川小学校 プール	プール掃除の手伝い	多数
⑫	6月9日(金) 10:45～11:30	5	家庭	「ソーイングはしめの 一歩」② 「自信をもって玉どめ ができるようになる」	家庭科室	ソーイングの見守り	3
		全校道徳		いのちの日：看護の出 前講座 講師：病院の助産師	体育館		—
⑬	6月10日(火) 10:45～11:30	家庭教育講座		「体験防災講座～防災 グッズ作り～」 (PTA親子) 講師：柳ヤカロー	体育館		PTA親子 で多数参 加
⑭	6月19日(木) 9:00～11:30	4	社会	校外学習 大原浄水場を見学し、 職員の方から説明を 聞く	大原浄水場	安全確保、 児童管理	2

⑬	6月20日(金) 9:55～11:30	5	家庭	「ソーイングはしめの 一歩」③	家庭科室	ソーイングの見守り、 サポート	3
⑭	6月24日(火) 9:10～11:30	3	社会	校外学習	北部協働セン ター 北園書館	安全確保、 児童管理	3
⑮	7月1日(火) 10:50～12:20	4・5・6 合同	クラブ活動	クラブ活動② オセロ 講師：オセロ連盟理 華・公認指導員	多目的室	児童管理	0
⑯	7月3日(木) 8:55～10:40	2	図工		図工室		1
⑰	7月4日(金) 9:55～11:30	5	家庭	「ソーイングはしめの 一歩」④	家庭科室	ソーイングの見守り、 サポート	2
⑱	7月9日(火) 9:55～10:40	2	図工		図工室		1
⑲	7月10日(木) 9:55～11:30	5	家庭	「ソーイングはしめの 一歩」⑤	家庭科室	ソーイングの見守り、 サポート	2

⑮	9月19日(金) 18:30~19:00 9/12(金)から延期	全体	グラント整備①	グラント	①蔦の士だし ②四部への入れ ③募取り	多数
⑯	9月22日(月) 11:00~11:45	6 家庭	「ミシンで作品作り」③	家庭科室	ミシンで作品作りの支援	2
⑰	9月26日(金) 8:05~9:40	3 園工	「トントンどんどん釘 うって」	園工室	作品制作の補助	1
⑱	9月26日(金) 10:45~12:20	5 家庭	「ミシン」①	家庭科室	ミシンで作品作りの支援	2
⑲	9月29日(月) 10:45~11:30	5 家庭	「ミシン」②	家庭科室	ミシンで作品作りの支援	3
⑳	10月4日(土) 10:35~	全体	運動会	グラント	片付け	多数
㉑	10月7日(火) 10:40~12:20	4・5・6 合同	クラブ活動③ バルーンアート	多目的室	児童管理	2

㉒	11月28日(金) 18:30~19:00	全体	グラント整備	グラント	ダストカーマ配布	多数
㉓	12月3日(水) 8:50~12:00	5 社会	スズキ歴史館	スズキ歴史館	安全確保、 児童管理	1
㉔	12月11日(木) 8:50~11:00	1~6	校内持久走記録会	グラント	併走、安全確保	多数
㉕	12月15日(月) 8:55~10:40	3・4・ 5・6	書写「書き初め」	教室	安全確保、 児童管理	1
㉖	12月16日(火) 9:55~10:40	3・4・ 5・6	書写「書き初め」	教室	安全確保、 児童管理	1
㉗	12月17日(水) 10:40~12:20	4・5・6 合同	クラブ活動④ モルック	グラント	安全確保、 児童管理 共にモルックに参加	4

㉘	7月11日(金) 8:50~11:30	4 社会	校外学習 西部清掃工場を早学 し、職員の方の講話を 聴きながら、清掃工場 の仕組みとごみの減 量化を学ぶ。	西部清掃工場	安全確保、 児童管理	2
㉙	9月8日(月) 9:55~11:30	6 家庭	「ミシンで作品作り」①	家庭科室	ミシンで作品作りの支援	2
㉚	9月12日(金) 8:05~9:40	3 園工	「トントンどんどん釘 うって」	園工室	作品政策の補助	1
㉛	9月16日(火) 10:10~11:45	6 家庭	「ミシンで作品作り」②	家庭科室	ミシンで作品作りの支援	2
㉜	9月16日(火) 10:10~11:45	4	視覚特別支援学校交 流会		安全確保、 児童管理	1
㉝	9月19日(金) 10:45~11:30	3 園工	「トントンどんどん釘 うって」	園工室	作品政策の補助	0

㉞	10月8日(水) 8:30~12:00	1 生活	りんご祭り	フルーツパーク	安全確保、 児童管理	3
㉟	10月10日(金) 9:55~11:30	5 家庭	「ミシン」③	家庭科室	ミシンで作品作りの支援	1
㊱	10月16日(木) 9:45~11:30	2 社会	花川郵便局	花川郵便局 スワールバス 利用	安全確保、 児童管理	2
㊲	10月21日(火) 8:05~9:40	4 園工	ギョギョコトントン	園工室	安全確保、 児童管理	1
㊳	10月24日(金) 10:15~12:00	1 社会	ユリの球根を植えよう	ぼらの都苑	安全確保、 児童管理	3
㊴	10月30日(木) 8:55~10:40	1 生活	幼少交流会	体育館	安全確保、 児童管理	3
㊵	10月30日(木) 9:55~9:40	4 園工	ギョギョコトントン	園工室	安全確保、 児童管理	1
㊶	10月31日(金) 9:45~12:15	1 社会	町探検	北区警署	安全確保、 児童管理	1
㊷	11月28日(金) 8:30~12:00	全体	夢いっぱい発表会	体育館	安全確保、 児童管理	多数

令和8年度 第1回

# 夢をはぐくむ学校づくり推進協議会

日時：令和8年5月18日（月） 16時～16時15分

会場：花川小学校会議室

<次第> 進行：代表

1 開会の言葉

2 挨拶（代表）

3 「夢をはぐくむ学校づくり推進協議会」の活動と組織について

（1）本年度の活動予定 令和8年5月18日（月）

令和9年2月19日（金）

（2）夢をはぐくむ学校づくり推進協議会の組織確認（名簿参照）

4 本年度の計画について（代表）

・事業計画書と収支予算書について（資料参照）

5 話し合い

・活動への要望・意見等

6 閉会の言葉



令和8年度

浜松市立花川小学校夢をはぐくむ学校づくり推進協議会

委員名簿

No.	役職	氏名	所属／備考
1	代表	武田 弘秋	学校運営協議会副会長
2	監事	佐々木 聰	学校支援コーディネーター
3	委員	佐々木 豊	学校運営協議会会長
4	委員	高倉 毅文	保護司
5	委員	高倉 絹子	花川町児童民生委員
6	委員	和田 秀雄	西丘町児童民生委員
7	委員	田中 朋子	学校支援コーディネーター
8	委員	松下 悠里	花川小学校PTA顧問
9	委員	北村 智子	花川小学校PTA会長
10			
11			
12			
13			
14			
15			

事務局名簿

No.	役職	氏名	所属／備考
1	事務局長	二橋 久美子	花川小学校 校長
2	事務局会計	中村 敦	花川小学校 教頭
3	事務局員		
4			
5			
6			

## 事業計画書

住所又は所在地 浜松市中央区花川町781  
 商号又は名称 浜松市立花川小学校夢をはぐくむ学校  
 づくり推進協議会  
 代表者 代表 武田 弘秋

- 1 事業名 浜松市立花川小学校夢育やらまいか事業
- 2 事業の目的  
家庭・地域との連携を図りながら、地域や子供の実態に応じた、浜松市立花川小学校ならではの特色ある学校づくりに取り組み、夢をはぐくむ学校づくりを推進する。
- 3 事業期間 令和8年4月1日から令和9年3月31日
- 4 事業推進計画

取組の概要			
記号	イ	事業分類	学習の充実
地域の方から指導を受けて、栽培活動を行うことで、地域のよさに気づいたり、季節の移り変わりに親しんだりすることができるようにする。また、総合的な学習に必要な材料を準備することで学習を充実させる。			
記号	ウ	事業分類	特別活動の充実
クラブ活動で講師を招いて、様々な体験活動を行うことで、より工夫した問題を解決する力を育む。また、集団への所属感やよりよい人間関係を築くために、野外活動などの行事を実施する。			
記号	エ	事業分類	健康・安全教育の推進
自分に危険が迫っているときにどのように対応すればよいかを身につけるトレーニングをすることを通じて自分の安全は自分で守るスキルを体験しながら学ぶ機会を設ける。			
記号	オ	事業分類	体験学習の充実
こころの劇場でミュージカルを鑑賞したり、プロの劇団が演じる劇に直接触れたりする機会をもつことで、表現することのすばらしさや自分の目標に向かって努力する心を育む。			
記号	ク	事業分類	環境教育・美化活動の推進
コミュニティ・スクールを生かし、地域の方と共に環境整備を行うことで、児童が地域の人と関わりをもつことができるようにする。			
記号		事業分類	
記号		事業分類	
記号		事業分類	
記号		事業分類	

収支予算書

受託者 住所又は所在地 浜松市中央区花川町781

商号又は名称 浜松市立花川小学校夢をはぐくむ学校づくり推進協議会

代表者 代表 武田 弘秋

浜松市立花川小学校夢育やらまいか事業

- 1 収入の部 344,000 円
- 2 支出の部 344,000 円

(内訳)

費目	予算額(円)	算出の基礎						
		記号	事業分類	用途	単価	×	数量	= 小計
報償費	0							
旅費	0							
需用費	68,760	ク	栽培活動の充実	種苗代	200	×	50	= 10,000 円
		ク	栽培活動の充実	肥料・土代	800	×	5	= 4,000 円
		ク	栽培活動の充実	種苗代	200	×	50	= 10,000 円
		ク	栽培活動の充実	球根代	100	×	50	= 5,000 円
		ク	栽培活動の充実	肥料・土代	800	×	5	= 4,000 円
		ウ	クラブ活動の充実	材料費(光る泥だんご)	400	×	32	= 12,800 円
		ウ	クラブ活動の充実	教材費(-196℃の世界)	3,000	×	1	= 3,000 円
		イ	総合的な学習の時間の充実	トナー・インク代	19,960	×	1	= 19,960 円
役務費	0							
使用料	265,240	ウ	遠足・集団宿泊的行事の充実	貸し切りバス代	110,000	×	1	= 110,000 円
		オ	文化・芸術体験学習の充実	観劇バス代	80,000	×	1	= 80,000 円
		オ	文化・芸術体験学習の充実	観劇代(劇団たんぽぽ)	990	×	76	= 75,240 円
負担金	10,000	エ	防災・防犯教育の充実	防犯教室負担金	10,000	×	1	= 10,000 円
計	344,000							

(様式1)

令和8年5月18日

浜松市立花川小学校  
夢をはぐくむ学校づくり推進協議会  
代表 武田 弘秋 様

浜松市立花川小学校運営協議会  
会長 佐々木 豊

### 夢育やらまいか事業に対する意見書(案)

令和8年5月20日に開催した学校運営協議会において、下記の意見を議決しましたので報告します。

#### 記

#### 1 学校運営の基本方針を具現化するための意見

- ① 校内環境の改善を図るため、広い花壇の整備が必要である。また、この環境整備を地域と児童の触れ合いの場としたい。  
⇒地域のボランティアの協力を得て、教職員が花壇を整備する。
  
- ② クラブ活動の時間にさまざまな分野の講師を招き、体験活動を通して、工夫して問題を解決する力を育む。

